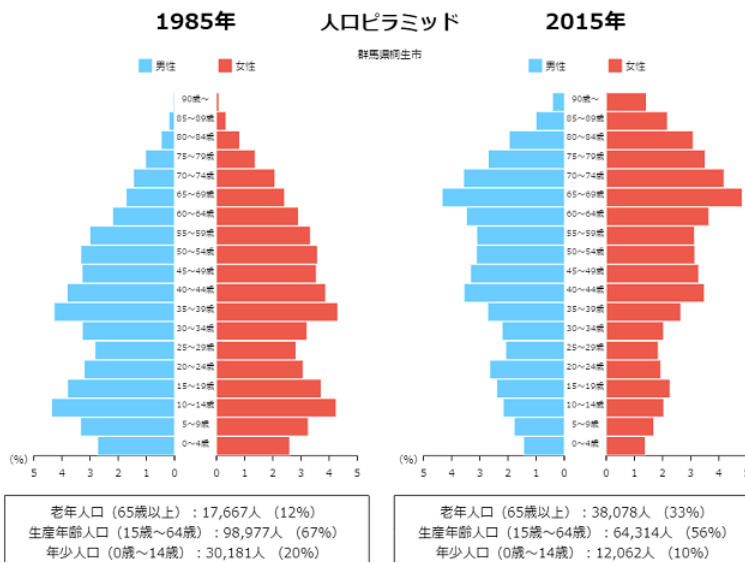


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

桐生市の人口構造の変化は、この30年間で生産年齢人口の減少、老年人口の増加

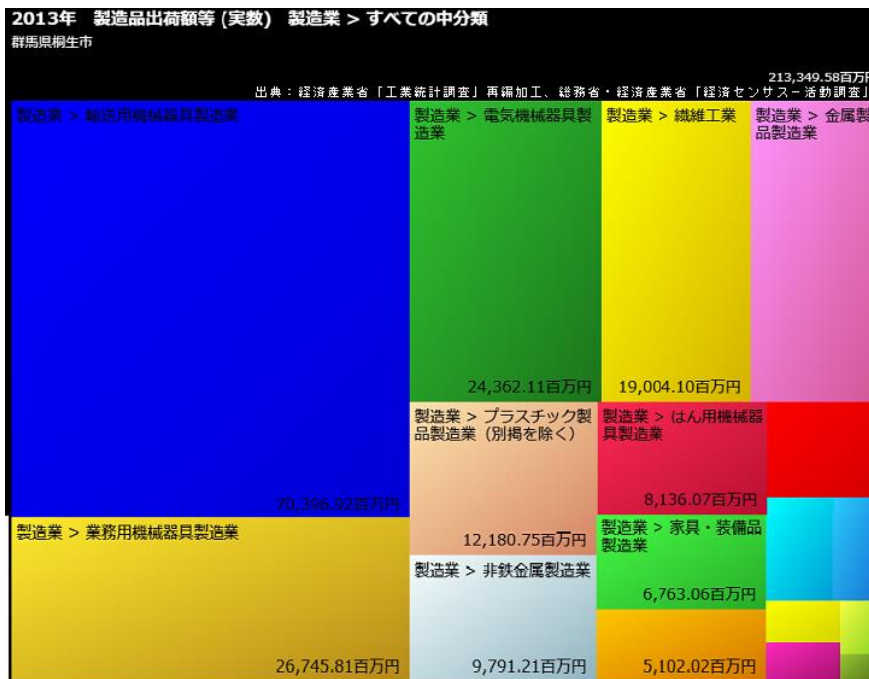


が進み、他の自治体に比べてそのスピードが非常に早く、高齢化率は34.65% (平成30年4月1日現在) と県内でも際立った数値となっている。

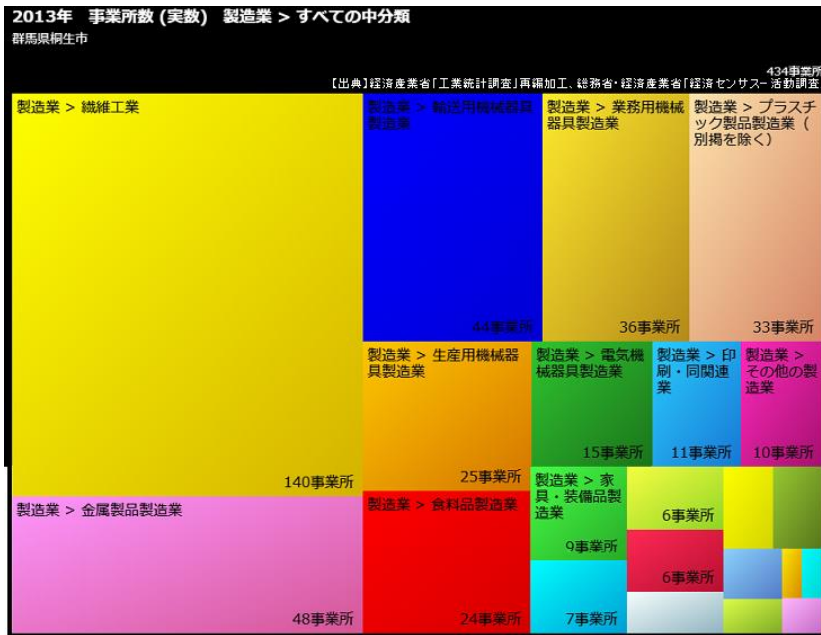
人口減少や高齢化の進展により地域経済の生産性の伸びが低下する可能性は高い。

高齢化や人口減少に伴って生産性が低下すれば、企業競争力の低下、収益性の低下などが予想される。企業収益力の低下により、企業の設備投資や研究開発投資が抑制され、さらなる生産性の低下を生むという悪循環に陥ることも考えられる。今後に向けてこういった現象への対策として、経済の技術革新力や労働生産性を高めため、生産性の高い設備等の導入・更新を促進することは重要である。

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



桐生市の産業は、奈良時代の始め頃、あしぎぬを朝廷に納めていたと伝えられ、古くから織物のまちとして発展を遂げた。現在では単なる織物の域を超え、編物、縫製、染色、刺繍等、複合的な技術集積を有する全国でも有数の繊維産地となっている。

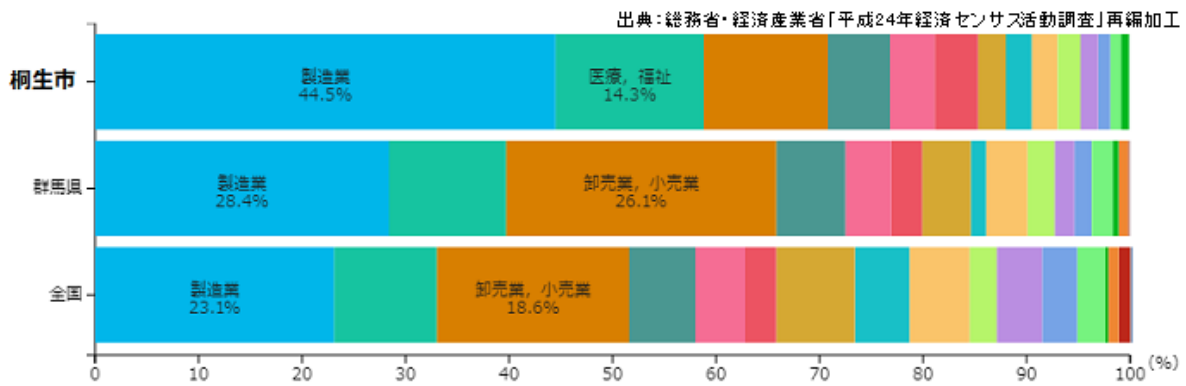


和装の織物だけでなく、婦人服地や編み物、刺繍など今でも「糸へん」で生きるまちではあるものの、日本人のライフスタイルの変化により洋装が定着したことや新興国においての生糸や繊維生産、織物生産が発展することで、国内における生産自体が減少。繊維産業の不況からこれまで培われた技術を活かして他業種へと転換を図り、近年は自動車

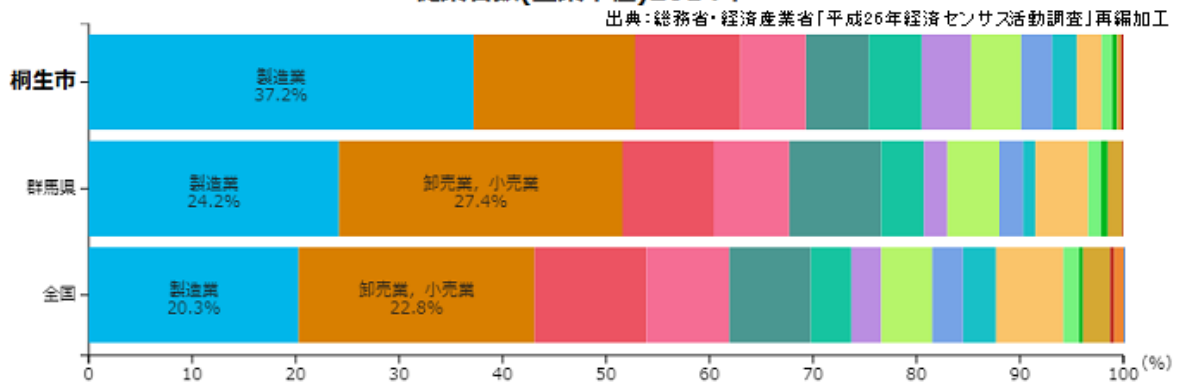
関連部品や機械金属産業が基幹産業となり、織物から派生した多用な産業構造となっている。

市内の全産業の構造を見ていくと、「付加価値額」については「製造業」がその多くを占め、次いで「医療・福祉」、「卸売業・小売業」の順となる。「従業者数」についても、「製造業」の割合が多く、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」と続く。

付加価値額 (企業単位) 2012年



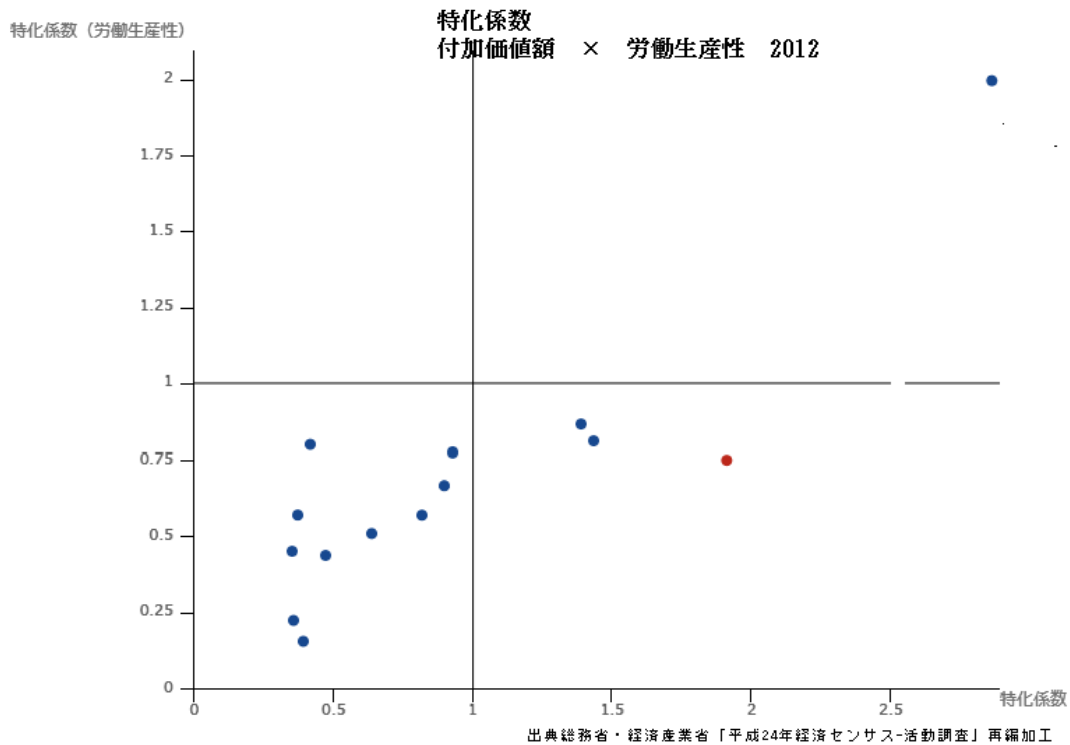
従業者数(企業単位)2014年



市内の産業は、繊維不況を始めとし多くの困難に直面してきた。不況などの様々なプロセスのなかで、繊維関連企業はその技術力を高度化することで、または機械産業

など多分野へ応用・転換を図ることで、経済的な危機を乗り越えてきた。こうした多様性のある企業群が桐生市の経済を支えている。

桐生市の産業別で特化係数をみると、「農業、林業」は付加価値額と労働生産性ともに水準を上回り、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス」、「医療、福祉」については、付加価値額が基準を上回るものの、労働生産性は低迷している。その他「建設業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス」などは、いずれの特化係数も基準を下回る値になっている。



産業分類	特化係数	
	付加価値額	労働生産性
農業、林業	2.86	2.00
建設業	0.93	0.77
製造業	1.91	0.75
情報通信業	0.47	0.44
運輸業、郵便業	0.42	0.80
卸売業、小売業	0.64	0.51
金融業、保険業	0.35	0.45
不動産業、物品賃貸業	0.36	0.22
学術研究、専門・技術サービス業	0.39	0.15
宿泊業、飲食サービス	1.39	0.87
生活関連サービス業、娯楽業	0.82	0.57
教育、学習支援業	0.37	0.57
医療、福祉	1.43	0.81
サービス業(他に分類されないもの)	0.90	0.67

以上のことから、生産性の向上を短期間に実現するため、認定経営革新等支援機関と連携し、先端設備等の導入を促進する。

(2) 目標

先端設備等導入計画を年間 20 件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、多様化した産業構造であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

桐生市の産業は、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、生産性の向上、労働者の作業効率向上と省力化、さらには雇用の活性化につながらないことから、対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市町村税を滞納しているものは対象としない。

※桐生市環境基本条例、桐生市景観条例等に配慮すること。

※先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。